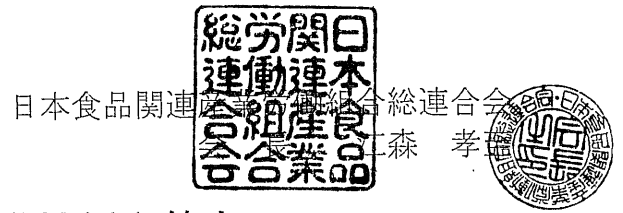


2012年10月24日

財務大臣
城島 光力 殿



消費税増税に伴う食料品などの逆進性緩和策と

酒税・たばこ税の二重課税の解消のお願いについて

社会保障・税一体改革関連法案が2012年8月10日に成立し、消費税率は2014年4月に8%、2015年10月に10%の引き上げが予定されています。

日本は今格差社会となっており、税の持つ所得再配分機能を強化し、格差社会の是正につなげていく必要があります。

食品関連産業は、少子高齢化が進み国内の需要が減少するなかで、円高の影響やデフレ経済など厳しい状況が続いています。そのような中で今般の消費税率の引き上げは、バイイングパワーの影響を受けやすい食品製造業にとって消費増税分を価格に転嫁することが難しく、コスト増となるケースも想定されます。また、食料品などの生活必需品は低所得者の税負担割合が高くなり、食品関連産業で働く私たち労働者として、また消費者としても大きな影響があります。

政府は消費税率引き上げに伴って「軽減税率」と「給付付き税額控除」の導入も視野に入れて検討されると聞いています。「軽減税率」は軽減する食品の種類・範囲等の設定が複雑となり、また低所得者も高所得者も一律に負担が軽減されてしまうなど課題も多いと考えます。

私たちは、税制の公正・公平性の確保や格差是正の観点から、低所得者に対象を絞って負担を緩和する「給付付き税額控除」の導入を要請します。

また、酒・たばこ税と消費増税分との二重課税は、他の税と比較しても不公正であることから、二重課税の解消を要求します。

ご理解・ご賛同いただけますようお願いいたします。

記

1. 消費税の引き上げにあたっては、公正・公平、格差是正の観点から、「給付付き税額控除」の導入をはかること
2. 消費税引き上げに伴う不公平感を解消するために、所得税等の税率構造の見直しをはかること
3. 消費税引き上げ分を製品の価格に転嫁できるよう、各省が連携し、行政の適切な指導と監視の強化、市場環境の整備を行うこと
4. 酒・たばこ税の二重課税の解消をはかること

以上